

令和 4 年度決算に係る健全化判断比率
及び資金不足比率に関する審査意見書

春日井市監査委員

5 春監第 108 号

令和5年8月18日

春日井市長 石 黒 直 樹 様

春日井市監査委員 森 錩 一

同 鈴 木 直 樹

同 石 飛 厚 治

同 長 繩 典 夫

令和4年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率に関する審査意見
について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びに各比率の算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおりその意見を提出します。

令和4年度決算に係る健全化判断比率 及び資金不足比率に関する審査意見

第1 審査の対象

令和4年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びに各比率の算定の基礎となる事項を記載した書類（以下「算定基礎書類」という。）

第2 審査の期間

令和5年7月27日から令和5年8月16日まで

第3 審査の方法

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びに算定基礎書類について、春日井市監査基準に準拠し、法令等に照らし適正に算定及び作成されているかについて審査した。

なお、審査に当たっては、算定基礎書類を作成した財政課に説明を求め、記載事項については資料で数値を確認するとともに、関係予算の執行部局に説明を求めた。

第4 審査の結果

第3審査の方法に基づき、主に決算書、国に提出された地方財政状況調査、国が作成した各表作成用の記載要領等、地方債の台帳及び償還内訳表、関係外部機関の財務書類等によって審査したところ、いずれも誤りはなく、健全化判断比率及び資金不足比率並びに算定基礎書類は、適正に算定及び作成されているものと認めた。

第5 審査の概要

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びに法令に定める早期健全化基準及び経営健全化基準は、次のとおりである。また、算定基礎書類の記載項目中、計算式並びに式の項に入る項目及び数値は、別紙のとおりである。

1 健全化判断比率

名 称	比 率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	11.25%
連結実質赤字比率	—	16.25%
実質公債費比率	4.8%	25.0%
将来負担比率	19.4%	350.0%

- (注) 1 比率により小数点以下の算出位が異なるのは国の基準によるもの
 2 実質赤字額、連結実質赤字額が発生していない場合は、実質赤字比率、連結実質赤字比率を「—」で表示

実質公債費比率及び将来負担比率の算定要素については、市の判断によるものなどがあり、それは次のとおりであった。

(1) 実質公債費比率

- ア 元利償還金又は準元利償還金に充てられる公営住宅使用料等の額の算出に当たり、施設の維持管理等に要した額の控除は、適正に行われていた。
 イ 元利償還金又は準元利償還金に充てられる都市計画税の算出は、充当率を算出して行われるが、その算定要素である都市計画事業費等の額の算出は、適正に行われていた。

(2) 将来負担比率

- ア 地方債の元金償還等に充当可能な特定の歳入である公営住宅使用料、都市計画税等の充当額の算出は、充当率を算出して行われるが、その算出は、地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入の額を算定するための基準（平成20年総務省告示第243号）に基づき適正に行われていた。

2 資金不足比率

会 計 名	比 率	経営健全化基準
春日井インター北企業用地整備事業特別会計	—	20.0%
春日井市民病院事業会計	—	
水道事業会計	—	
公共下水道事業会計	—	

- (注) 資金不足額が発生していない場合は、資金不足比率を「—」で表示

別紙

1 実質赤字比率

(1) 対象：一般会計、公共用地先行取得事業特別会計、民家防音事業特別会計、潮見坂平和公園事業特別会計

(2) 計算式：
$$\frac{\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3}}{\textcircled{4}}$$
 ($\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} < 0$ の場合は、数値なし。)

(3) 式の項 (単位 千円)

① 歳入不足による繰上充用額	△ 68,544
② 歳入不足による支払繰延額	0
③ 翌年度への事業繰越額	0
④ 標準財政規模の額	61,709,952

(注) ①の△の額は翌年度繰越額

2 連結実質赤字比率

(1) 対象：本市の全11会計

(2) 計算式：
$$\frac{(\textcircled{1} + \textcircled{2}) - (\textcircled{3} + \textcircled{4})}{\textcircled{5}}$$
 ($\textcircled{1} + \textcircled{2} \leq \textcircled{3} + \textcircled{4}$ の場合は、数値なし。)

(3) 式の項 (単位 千円)

① 企業4会計以外の7会計の実質赤字額	—
② 企業4会計の資金不足額	—
③ 企業4会計以外の7会計の実質黒字額	810,130
④ 企業4会計の資金剰余額	16,362,949
⑤ 標準財政規模の額	61,709,952

- (注) 1 企業4会計とは、本市の場合、春日井インター北企業用地整備事業特別会計並びに春日井市民病院事業会計、水道事業会計及び公共下水道事業会計が該当
 2 実質赤字額とは、実質赤字比率の式の項の①から③の和
 3 資金不足額とは、資金不足比率の①の額
 4 実質黒字額とは、収入済額（翌年度に繰り越すべき財源を除く。）から支出済額を控除した額
 5 資金剰余額とは、春日井市民病院事業会計、水道事業会計及び公共下水道事業会計にあっては流動資産から流動負債等を控除した額、春日井インター北企業用地整備事業特別会計にあっては、収入済額（翌年度に繰り越すべき財源を除く。）に土地販売見込額を加えた額から支出済額及び土地造成経費等のための地方債現在高を控除した額

3 実質公債費比率

(1) 対象：本市全11会計、尾張東部火葬場管理組合、春日井小牧看護専門学校管理組合、愛知県後期高齢者医療広域連合

(2) 計算式：
$$\frac{(①+②)-(③+④)}{⑤-④}$$
 (直近3か年の平均)

(3) 式の項 (単位 千円)

区分	2年度	3年度	4年度
① 地方債元利償還金	8,391,736	8,419,965	8,271,512
② 準元利償還金	3,153,835	2,587,191	2,867,949
③ 特定の収入に相当する額	2,567,512	2,808,423	2,661,042
④ 基準財政需要額算入額	5,876,073	5,874,078	5,779,565
⑤ 標準財政規模の額	59,811,100	62,698,326	61,709,952

4 将来負担比率

(1) 対象：本市全11会計、尾張東部火葬場管理組合、春日井小牧看護専門学校管理組合、愛知県後期高齢者医療広域連合、土地開発公社、勝川開発株式会社

(2) 計算式：
$$\frac{(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)-(⑨+⑩+⑪)}{⑫-⑬}$$

(3) 式の項 (単位 千円)

① 一般会計等地方債現在高	82,907,364
② 債務負担行為支出予定額	378,905
③ 公営企業債元金充当繰出金見込額	29,992,023
④ 一部事務組合等地方債元金充当負担金見込額	25,347
⑤ 退職手当負担見込額	10,002,310
⑥ 設立法人等負債額等	2,039,858
⑦ 連結実質赤字額	—
⑧ 一部事務組合等連結実質赤字額負担見込額	—
⑨ ①～⑥に充当可能な基金残高	22,861,632
⑩ ①～④に充当可能な特定の歳入	28,038,494
⑪ ①～④のうち基準財政需要額算入見込額	63,572,369
⑫ 標準財政規模の額	61,709,952
⑬ 基準財政需要額算入額	5,779,565

5 資金不足比率

(1) 対象：春日井インター北企業用地整備事業特別会計、春日井市民病院事業会計、
水道事業会計、公共下水道事業会計

(2) 計算式：
$$\frac{(1)}{(2)}$$
 (①<0 の場合は、数値なし。会計別で算出)

(3) 式の項

(単位 千円)

会 計	① 資金不足額	資金剩余额	②事業の規模
春日井インター北企業用地整備事業 特別会計	—	0	0
春日井市民病院事業会計	—	9,937,901	17,632,757
水道事業会計	—	6,183,743	4,003,598
公共下水道事業会計	—	241,305	4,068,187